

平成30年度伸びゆく永平寺町民運動推進事業 実施要項

1. 目的

伸びゆく永平寺町民運動は、町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を、住みよくしようとするものです。そのためには住民の日常生活の場である地区を中心とした住民総参加によるまちづくり運動を展開する必要があります。

このため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、「住みよいまちづくり推進モデル地区」を指定し、その活動を推進するものです。

2. 対象者 地区内の子どもから高齢者までの住民

3. 事業対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4. 助成の内容

助成対象団体が行う事業内容については、次に掲げる活動を助成対象とする。

Aプラン：事業費が16万円以上かかるもの

- 地区の特色を活かし、その魅力を高める事業
- 地域コミュニティの活性化を図る事業
- 年間実践活動→事例①～④と1事業を実施

Bプラン：事業費が6万円以上かかるもの

- 地域住民の健康と安全を高める事業
- 地域環境の美化事業
- 青少年の健全育成に関する事業
- 年間実践活動→事例①～④のうち2事業以上を実施

【事例】

①会議（対話）

- ・ 区的生活課題に関すること
（ゴミ問題、挨拶運動、交通安全、防火、施設整備や管理運営等）
- ・ 青少年育成に関すること
（非行化防止、伝統文化の伝承、愛の一声運動、高校生の地域参加等）

②講演・研修会

- ・ 教養に関すること（税金・町政・年金のしくみ等）
- ・ 家庭教育・家族関係に関すること
- ・ 健康や食生活に関すること
- ・ 時事問題に関すること
- ・ 地域づくり（町づくり）に関すること

③スポーツ・レクリエーション

- ・ 区民レクリエーション大会（区民運動会）
- ・ 歩け歩け大会や早朝ラジオ体操等

④奉仕活動

- ・ 社会奉仕・環境美化・花いっぱい運動等

5. 補助対象経費基準表

別紙参照

6. 補助金の額

Aプラン 80,000円を上限とする。(年間予算計上額:16万円以上)

Bプラン 30,000円を上限とする。(年間予算計上額:6万円以上)

※実施要項、補助対象経費基準表に基づき算出される実支出額に係る補助対象経費の1/2とする。

7. 補助金交付申請書の提出

補助金を希望される地区は、所定の補助金交付申請書を作成し、必要書類を添付の上、平成30年6月29日(金)までに生涯学習課に提出する。

8. 補助対象地区の決定

提出された補助金交付申請書を審査し、補助の要件に合致している場合は指定証を地区へ交付する。

9. 実績報告書の提出

(1)事業が終了した日から30日以内または平成31年3月29日(金)のいずれか早い日までに、所定の事業実績報告書を作成し、生涯学習課に提出する。

(2)提出の際の留意事項

- ・実施に関した経費の収入および支出をまとめた収支計算書を作成し、添付すること。
- ・各経費の証拠書類は、支出科目別事業別に整理し、一枚一枚重ならないようA4判用紙に貼付の上、提出する。

10. 補助金の確定

実績報告書を精査し、適正であると認めた場合、補助金を確定し、地区に通知する。